

西目高校いじめ防止のための基本方針

秋田県立西目高等学校

1 基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の施行に伴い、西目高校では、本校の全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を学校全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

2 いじめの定義といじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえて次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※文部科学省「いじめ防止基本方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」より

(2) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されないことであることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから生徒を救うためには、生徒を見守る大人一人ひとりが「いじめはどの生徒にも、どの学校にも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(3) いじめの未然防止

全ての生徒を心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むために、教職員と学校関係者、関係機関等が一体となり、継続的な取り組みを進める必要がある。

その取り組みを通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。

(4) いじめの早期発見

いじめの早期発見はいじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下で生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが必要とされる。いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、周囲の大人が生徒の情報をはじめ些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努める。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知するなど、生徒等がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努める。

(5) いじめへの対応

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保したうえで、いじめを行った生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行う必要がある。

実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校はいじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、研修を行う等で理解を深めておく必要がある。

(6) 家庭、地域、関係機関等との連絡

社会全体で生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動の充実により、生徒たちが大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものである。また、警察等との適切な連携をはかるため、各地域生徒指導研究推進協議会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素から情報の共有を図ることが重要である。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等の専門機関との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を整備しておく。

3 いじめの防止・対応のための具体的な取組

- ① 生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
- ② いじめの未然防止のために、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを推進する。授業研修では、教科の観点からだけでなく生徒指導の観点からもお互いに指導・助言する。
- ③ 生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの主旨を理解させる。
- ④ 学校は、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止のための基本方針」を参酌し、本校の実情に応じて、いじめの防止等のための学校の基本的な方針を定める。
毎年、年度初めに基本方針を確認（変更点がない場合についても）し、新しく異動してきた教職員にも周知する。
- ⑤ 本校において定めた基本的な方針については、本校の生徒指導の全体的な計画の中に適切に位置付けるほか、生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。

- ⑥ 法第22条の規定に基づき、本校はいじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導部、学年主任、養護教諭等からなる校内組織「いじめ防止・対応委員会」を設置する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材を活用する。

いじめ防止・対応委員会

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部副主任、教育相談委員会委員長、 学年主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー
--

- ⑦ いじめは教職員が気づきにくい形で行われることに留意し、生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。
- ⑧ 生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。また、長期休業前に実態把握のためのアンケートを行う。
- ⑨ いじめについての通報を受けた、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、その内容を学校を設置する秋田県教育委員会に報告する。
- ⑩ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ⑪ 関係生徒や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないよう、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ⑫ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、由利本荘警察署と連携するなどして対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに由利本荘警察署に通報し、適切に対処する。
- ⑬ 発達障害等のある生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた対応を図るよう配慮する。
- ⑭ 本校におけるいじめに対する取組について、生徒、保護者、教職員、学校関係者からの評価を行い、PDCAサイクルを確立する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態と認められる場合、速やかに秋田県教育委員会を通じて秋田県知事へ事態発生について報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、本校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合においては、秋田県教育委員会が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護法等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により行う。

調査を行う組織については、弁護士、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

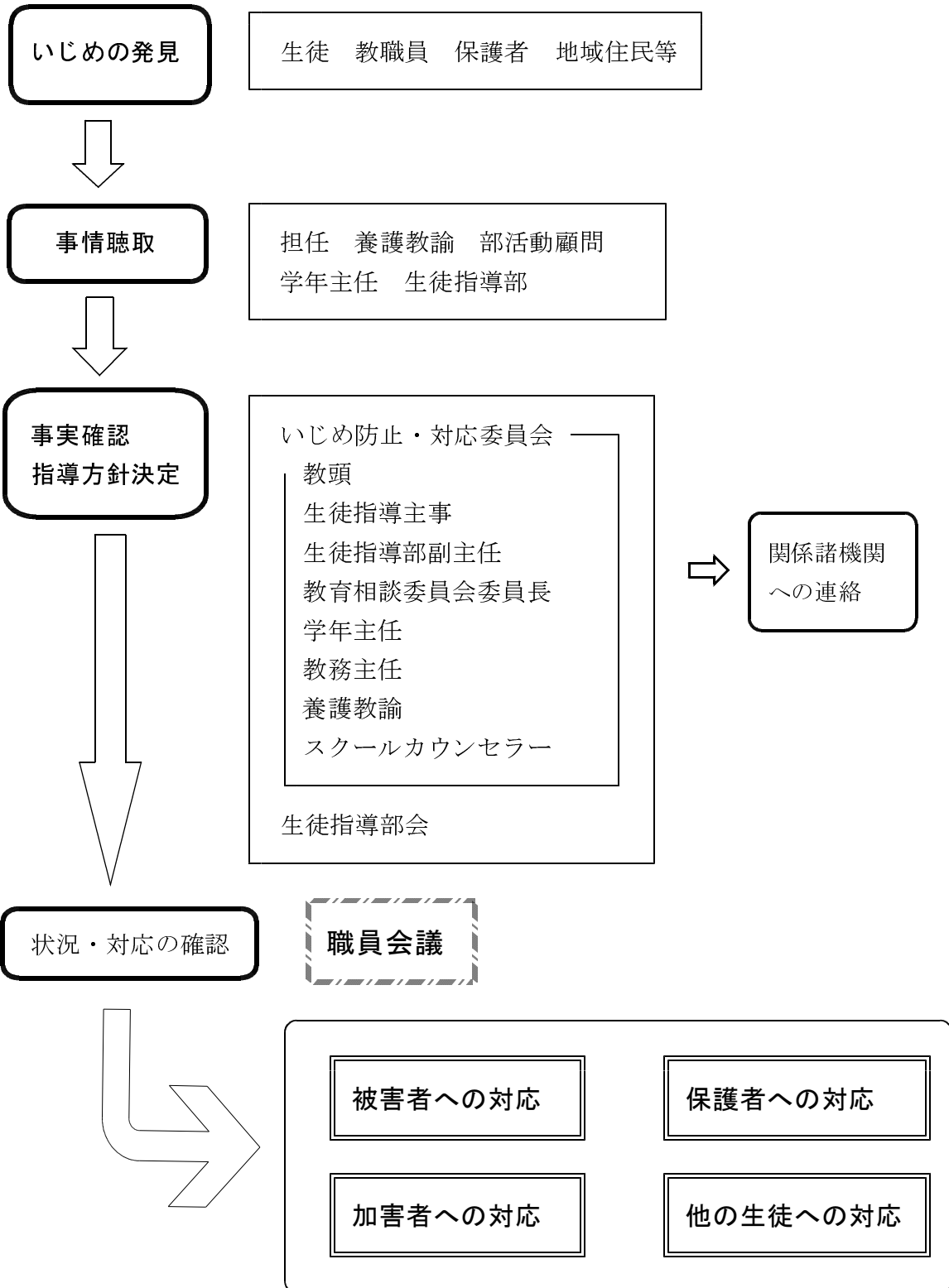
調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

(3) 調査結果等の取扱い

調査結果については、秋田県知事に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、秋田県教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。

いじめ対応の基本的な流れ



【参考】

秋田県の主な相談電話一覧

秋田県教育委員会

名 称	電話番号	備 考
24時間SOSダイヤル (全国统一ダイヤル H28 からフリーダイヤル化)	0120-0-78310 (なやみ言おう)	24時間いつでも、いじめ 問題に悩む子どもや保護者 等の相談に応じます。
いじめ緊急ホットライン (「すこやか電話」)	0120-377-904	いじめ問題等に悩む児童生 徒や保護者等の相談に応じ ます。
すこやか電話 (総合教育センター)	0120-377-804	不安や悩み等を抱えている 児童生徒や直接学校に相談 できない保護者等の相談に 応じます。
(中央教育事務所由利出張所)	0120-377-908	

関係機関

名 称	電話番号	備 考
やまびこ電話(24時間対応) (秋田県警察本部)	018-824-1212	子どもからの相談及び家族、 地域住民等からの少年の非 行等に関する相談に応じま す。
チャイルド・セーフティ ・センター (秋田県警察本部)	018-831-3412	問題行動、いじめ、児童虐 待、不登校、自殺等の子ど もに関する悩みについての 相談に応じます。
子ども・家庭110番 (中央児童相談所)	0120-42-4152 018-824-4343	18歳未満の子どもに関す る様々な相談に応じます。
秋田いのちの電話 (いのちの電話事務局)	018-865-4343	こころの危機を抱えいろい ろな悩みをもっている人の 相談に応じます。
児童相談所電話相談 (中央児童相談所)	018-862-7311	育児や子育てなどの悩みを もっている人の相談に応じ ます。
子どもの人権110番 (秋田地方法務局)	0120-007-110	いじめ、虐待など子どもを めぐる人権問題に関する相 談に応じます。
こころの電話 (秋田県精神保健福祉センター)	018-831-3939	子どもの問題(躰、養育、 発達、不登校など)に関す る相談に応じます。